

# 北方町分別収集計画

令和7年6月25日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ行政面積が県下一小さい当町においては、その最終処分場の確保は非常に困難な状況となっている。このため、最終処分は他の自治体に依存しているが、受け入れる自治体側も最終処分場が逼迫しており、新たな処分場の確保が困難となっている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の形成
- ・ 廃棄物処理施設の機能を十分に活かした人と環境にやさしい施設運営
- ・ 町民、事業者、行政が一体となったごみ排出抑制と資源再利用促進化の取組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック

製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	262 t	262 t	261 t	261 t	260 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、町民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場で副読本等を活用した環境教育をする。また、ごみ処理施設の見学会等、あらゆる機会を活用し、町民、事業者にごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ゴミ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動を積極的に展開する。

- ・ 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

- ・ 販売包装の有料化、買い物袋持参の推進

レジ袋等小売り包装の有料化、買い物袋（マイバック）の持参を推進し、スーパーマーケット等の小売り包装の抑制を促す。

- ・ 再生品の積極的な利用、販売促進

リターナブル容器、再生資材を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ガラスびん

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）**

	令和8年		令和9年		令和10年		令和11年		令和12年	
主としてスチール製の容器	20.2		20.2		20.1		20.1		20.0	
主としてアルミ製の容器	17.6		17.6		17.5		17.5		17.4	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	41.0		41.0		40.9		40.8		40.7	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	41.0	0.0	41.0	0.0	40.9	0.0	40.8	0.0	40.7
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	27.0		26.9		26.9		26.8		26.8	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	27.0	0.0	26.9	0.0	26.9	0.0	26.8	0.0	26.8
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	22.2		22.2		22.1		22.1		22.0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	22.2	0.0	22.2	0.0	22.1	0.0	22.1	0.0	22.0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2.3		2.3		2.3		2.3		2.3	
主として段ボール製の容器	38.5		38.4		38.3		38.3		38.2	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	43.6		43.5		43.4		43.3		43.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	43.6	0.0	43.5	0.0	43.4	0.0	43.3	0.0	43.2
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	49.9		49.8		49.7		49.6		49.5	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	47.7	2.2	47.6	2.2	47.5	2.2	47.4	2.2	47.3	2.2
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2.2		2.2		2.2		2.2		2.2	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0	2.2	0.0	2.2

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
18,349 人 (対前年度比)	18,311 人 (対前年度比)	18,272 人 (対前年度比)	18,234 人 (対前年度比)	18,195 人 (対前年度比)
99.8 %	99.8 %	99.8 %	99.8 %	99.8 %

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、公的団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器や段ボールについては、引き続き公的団体が分別収集を実施することとする。

また、分別収集の実施者については下表のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器	缶類	委託業者	町施設
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん	委託業者	町施設 民間施設
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	公共団体による 集団回収 委託業者	町施設
主として段ボール製の容器	段ボール	公共団体による 集団回収 委託業者	町施設
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者	町施設
			民間施設
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	直営	町施設
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製の容器包装	委託業者	

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

現在、缶類、ガラスびん、ペットボトル、その他プラスチック容器包装については、ステーションによる定期回収。飲料用紙容器、段ボールは公的団体による集団回収しており、現行のまま行う。白色トレイは、平成11年度より公共施設4箇所を設置した回収箱にて回収。缶類、その他プラスチック容器包装については、北方町リサイクルセンターで選別、圧縮、保管している。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（第8条第2項第7号）

- ・ 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民、事業者、行政が連携し廃棄物減量等を推進する。
- ・ 地域においては、自治会長を中心に、その他の団体が協力して廃棄物減量等の推進に努める。
- ・ 公的団体による集団回収を促進するため、古紙回収補助金の交付、優良団体の表彰等、また集積場所の設置補助や分別収集機材の貸与などの支援を行なう。
- ・ 毎年度分別収集実績を記録し、3年後の計画改定時には記録を基に事後評価を行うこととする。